

# 飲食店来店応援事業

感染症拡大防止対策を実施する飲食店事業者を対象として、お申込み頂いた飲食店の方へ、販促活動用の「飲食店応援クーポン」を交付します。

## 事業の概要

◆市が発行するクーポン券（飲食店応援クーポン）を活用して、お客様が飲食等で要した料金を値引きする等のサービスを提供することで、新たな顧客獲得及び誘客に繋げていただけの飲食店を募集するものです。

- ① 登録店舗に、市発行の**最大10万円分**のクーポン券を配布します。（1枚2千円のクーポン券）
- ② 登録店舗は、クーポン券を来店者へ配布するなどして顧客を獲得します。

※ただし、店舗毎にお客様一人あたりの配布上限や他禁止事項など一定のルールを決めて下さい。

【活用例】・2000円以上の飲食等を行った方に、次回来店時使用するクーポン券を1枚配布

- ・5000円以上の飲食等を行ったお方に、支払時にクーポン券1枚（2000円）をその場で利用いただく
- ・店舗においてオリジナルクーポン（500円×4枚）などを作成し、市交付のクーポン券と引き換える
- ・来店者がSNS（インスタグラム等）でお店のPRをした場合に、次回利用可能なクーポン進呈 など

- ③ お客様のクーポン券の利用期間は令和2年8月31日までとします。

- ④ 使用されたクーポン券は、利用者（お客様）による署名があることを確認のうえ、

所定の請求書を同封して換金期限日（R2.9.11までに）下記事務局へ請求、後日指定口座へ振り込みとなります。

## 対象店舗（以下の条件を満たす方）

- ① 食品衛生法第52条の規定により「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を受けていること。

- ② 年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。

※持帰り専門店、イートイン（飲食店で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く

- ③ 市内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）

※全国チェーンの直営店などは除く（フランチャイズ契約者は対象）

- ④ 店舗において3密回避の措置が実施可能な店舗

- ⑤ 飲食店来店応援事業の参加規約（別紙申請書に記載）を遵守できる店舗

## 参加申し込み

「参加申込書」に営業許可番号、店舗名、口座情報等必要事項を記入・押印され必要書類を同封のうえ、下記まで郵送してください。

- ・提出書類 1) 参加申込書 2) 営業許可書の写し 3) 振込先通帳の表紙の裏面（1・2ページ目）の写し

※参加申込書様式は、佐世保市HPからダウンロードしてください。

- ・提出先 佐世保市役所 商工労働課 緊急経済対策給付金事務局 クーポン係

〒857-8585 佐世保市八幡町1-10

- ・申込期限 **令和2年6月5日（金）消印有効**

飲食店来店応援（クーポン）コールセンター 電話番号：0956-38-3025（5/27以降）

問い合わせ

5/26までは0956-24-1111（内線3075～3077）

受付時間：9時00分～17時00分

# 飲食店来店応援事業の登録手続きと運用について

## 1. 登録申請する前に

感染症拡大防止対策の検討  
店舗で実施可能な対策を検討  
します。

(申請書 項目4)

店舗で実施するクーポンを活用  
するサービス内容を検討します。

(申請書 項目5)

※感染症拡大防止対策の取り組みとクーポン券（1枚2000円）を活用した店舗独自のサービスの提供は  
本事業の参加要件となります。クーポン券の利用実績に応じて、後日市から補助金を交付します。  
参加店舗には、1店舗当たり50枚を上限として交付します。（参加店舗数に応じて交付枚数が変動）

## 2. 登録申請から参加店舗決定まで

飲食店来店応援事業募集要  
項（参加規約）並びに記載  
例を参考に

飲食店来店応援事業参加申  
込書兼委任状作成  
市緊急経済対策本部事務局  
に郵送（6月5日消印有効）

申請書の審査・決定（市）

必要事項の記載を確認  
要件を全て満たしている場  
合→参加店舗として決定

不備がある場合→電話若し  
くは郵送により通知

クーポン券・換金請求書を  
各店舗に送付（6月8日以  
降発送予定）

クーポン券に各店舗の記名  
押印（送付されたクーポン  
券全てに ゴム印可）する  
各店舗でのサービス開始

## 3. クーポン券を活用したサービス開始から換金まで

各店舗にてクーポン券を活  
用したサービスの開始  
お客様へクーポン券の配布  
（各店舗毎のルール）

【周知広報】

市・委託事業者による  
ホームページ・SNS・タ  
ウン誌等

配布したクーポン券をお客  
様が利用する際は、クーポ  
ン券の裏面に必ず名前を自  
署で記入していただき、各  
店舗で回収

（クーポン券の利用期限は  
令和2年8月31日まで）

回収したクーポン券・換金  
請求書を市事務局に送付  
（郵送方式のみ受付）

市は、随時、申請時に指定  
された金融機関の口座に振  
り込みを行います。

（クーポン券1枚当たり  
2,000円）